



佐田川



朝倉警察署 (0946) 22-0110

飲酒運転は犯罪！！

令和8年7月21日から道路交通法一部改正

＜改正前＞

酒酔い運転 ～

アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態



酒気帯び運転 ～

アルコール濃度が呼気1ℓ中0.15mg以上、又は血液1ml中0.3mg以上

＜改正後＞

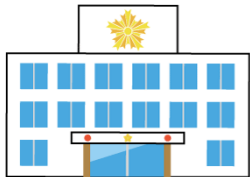
- ① アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態
又は
② アルコール濃度が呼気1ℓ中0.5mg以上、若しくは血液1ml中1.0mg以上

アルコール濃度が呼気1ℓ中0.15mg以上**0.5mg未滿**、又は血液1ml中0.3mg以上**1.0mg未滿**

違反種別	罰則
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金

飲酒運転取締り強化中

飲酒運転撲滅！



【事件事故発生件数】
(令和8年7月中)

【物件事故】 5件

【人身事故】 0件

駐在所から

本年は、海の中道大橋で幼児3名が犠牲となった飲酒運転事故から20年、粕屋町で高校生2名が犠牲となった飲酒運転事故から15年とそれぞれ節目の年になります。

現在、官民一体となって飲酒運転撲滅に取り組んでいるところですが、今年の飲酒運転検挙者数をみると過去の痛ましい事故の記憶が風化されつつあるのではないかと憂慮される状況にあります。

「飲酒運転はしない、させない、許さない」そして「見逃さない」という県民一人一人の共通認識の元、些細な情報でも構いませんので情報提供をよろしくお願いいたします。